

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は令和7年度1月補正予算に伴う公共事業の早期発注に資するため、入札公告期間を短縮しています。入札申込書提出期限等の日程をよくご確認の上、応札してください。

令和8年5月26日

長野県長野建設事務所長 江守 護

1 入札の目的

建設工事の請負

2 入札に付する事項

(1) 工事名

令和7年度 国補 ダムメンテナンス（強靱化）工事

(2) 工事箇所名

(一) 裾花川 長野市 裾花ダム5工区

(3) 仕様等

設計書及び現場説明事項・施工条件明示事項等に記載のとおり。

(4) 工事概要

堤体観測設備更新 一式

(5) 工期

工事開始日から約390日間 ただし、令和9年3月19日まで

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 令和7・8・9年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。

- ア 電気通信工事の入札参加資格を付与されていること。
- イ 資格総合点数が 816 点以上であること。
- ウ 特定建設業の許可を有すること。
- エ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- オ 長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- キ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ク 滞納している県税等徴収金がないこと。

- (3) 過去 15 年以内に洪水調整機能を有するダムの堤体観測設備（プラムライン又は漏水量計）の新設又は更新工事の実績を有していること。

※同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成 22 年 4 月 1 日から公告日の前日（令和 8 年 5 月 25 日）までに竣工した工事が該当します。

4 支払条件

(1) 前金払

原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事等について、契約金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1 件の契約金額が 50 万円以上の工事等について、規則第 156 条の規定による範囲内で部分払をします。

5 関係図書等の縦覧期間及び場所等

設計図書及び入札説明書を令和 8 年 5 月 26 日（火）から令和 8 年 6 月 8 日（月）までの長野県の休日定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

〒380-0836

長野県長野市大字南長野南県町 686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026-234-9538

なお、入札情報システムにも掲載しています。

6 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月9日(火) 午前10時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 4階 小会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 工事費内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければなりません。

工事費内訳書の積算価格(以下、「内訳書価格」という。)と入札書の入札価格(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければなりません。

ただし、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の場合を除きます。

ア 入札金額の内訳書について(法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。(工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません。)

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

イ 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

(a) 理由の確認方法：書面

(b) その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和8年6月4日(木)までに長野建設事務所総務課にメール、持参又は郵送等により、提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

入札手続き等に関する照会先

〒380-0836

長野県長野市大字南長野南県町 686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026-234-9538

FAX 026-234-9605

E-mail: choken-somu@pref.nagano.lg.jp

(6) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日 13 監技第 47 号）第 2 に規定する入札価格調査制度の対象工事として、同要領を適用します。同要領第 3 により算定した低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、同要領による調査を実施します。

7 入札保証金

政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 127 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収します。

8 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取り扱うものとします。

9 入札の無効

入札説明書 5 の各号に該当する入札書は、無効とします。

10 契約書作成の要否

必要とします。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

12 その他

詳細は、入札説明書及び特記仕様書によります。